

独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

学校法人 昌 賢 学 園
理 事 会 御中

翠 星 監 査 法 人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

廣瀬信二



代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

田中誠



代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

松岡光弘



当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人昌賢学園の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人昌賢学園の平成29年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成29年5月30日

学校法人 昌賢学園

理事長 鈴木 利定 殿

学校法人 昌賢学園

監事 生方 毅 

監事 登坂 裕 

平成28年度監査報告書

われわれ監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人昌賢学園寄附行為第15条に基づき、学校法人昌賢学園の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った結果、次のとおり報告します。

記

1. 監査の方法

- (1) 会計監査については、平成28年4月上旬以来、公認会計士と並行して実施しました。
- (2) 業務監査については、理事会評議員会等に出席し、学校法人の業務執行状況の妥当性を検討しました。

2. 監査報告

- (1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支状況及び財産状況が適正であることを認めます。
- (2) 学校法人の業務執行状況も適正であることを認めます。

以上